

朝倉市水道事業経営戦略

団 体 名 : 福岡県 朝倉市

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 51 年 4 月 1 日	計画給水人口	32,200 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用(全部適用)	現在給水人口	25,145 人
		有収水量密度	1.618 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長	257.53 千m
	配水池設置数	8		
施 設 能 力	11,400 m ³ /日	施 設 利 用 率	68 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本市水道事業の料金体系は、メーター口径毎に区分し、それぞれ基本料金と従量料金を設定しており、現行の料金体系については以下の表のとおりです。 なお、資産維持費は、料金体系に見込んでいません。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	＜料金表＞																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	朝倉市水道料金早見表 (単位:円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">水道口径 13mm</th> <th colspan="4">水道口径 20mm~25mm</th> <th colspan="4">水道口径 13mm~20mm(メーター使用料なしの場合)</th> </tr> <tr> <th>水量 m³</th> <th>水道料金</th> <th>水量 m³</th> <th>水道料金</th> <th>水量 m³</th> <th>水道料金</th> <th>水量 m³</th> <th>水道料金</th> <th>水量 m³</th> <th>水道料金</th> <th>水量 m³</th> <th>水道料金</th> <th>水量 m³</th> <th>水道料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1,045 (95)</td><td>26</td><td>4,741 (431)</td><td>1</td><td>1,100 (100)</td><td>26</td><td>4,796 (436)</td><td>1</td><td>935 (85)</td><td>26</td><td>4,631 (421)</td></tr> <tr><td>2</td><td>1,045 (95)</td><td>27</td><td>4,917 (447)</td><td>2</td><td>1,100 (100)</td><td>27</td><td>4,972 (452)</td><td>2</td><td>935 (85)</td><td>27</td><td>4,807 (437)</td></tr> <tr><td>3</td><td>1,045 (95)</td><td>28</td><td>5,093 (463)</td><td>3</td><td>1,100 (100)</td><td>28</td><td>5,148 (468)</td><td>3</td><td>935 (85)</td><td>28</td><td>4,983 (453)</td></tr> <tr><td>4</td><td>1,045 (95)</td><td>29</td><td>5,269 (479)</td><td>4</td><td>1,100 (100)</td><td>29</td><td>5,324 (484)</td><td>4</td><td>935 (85)</td><td>29</td><td>5,159 (469)</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,045 (95)</td><td>30</td><td>5,445 (495)</td><td>5</td><td>1,100 (100)</td><td>30</td><td>5,500 (500)</td><td>5</td><td>935 (85)</td><td>30</td><td>5,335 (485)</td></tr> <tr><td>6</td><td>1,221 (111)</td><td>31</td><td>5,621 (511)</td><td>6</td><td>1,276 (116)</td><td>31</td><td>5,676 (516)</td><td>6</td><td>1,111 (101)</td><td>31</td><td>5,511 (501)</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,397 (127)</td><td>32</td><td>5,797 (527)</td><td>7</td><td>1,452 (132)</td><td>32</td><td>5,852 (532)</td><td>7</td><td>1,287 (117)</td><td>32</td><td>5,687 (517)</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,573 (143)</td><td>33</td><td>5,973 (543)</td><td>8</td><td>1,628 (148)</td><td>33</td><td>6,028 (548)</td><td>8</td><td>1,463 (133)</td><td>33</td><td>5,863 (533)</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,749 (159)</td><td>34</td><td>6,149 (559)</td><td>9</td><td>1,804 (164)</td><td>34</td><td>6,204 (564)</td><td>9</td><td>1,639 (149)</td><td>34</td><td>6,039 (549)</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,925 (175)</td><td>35</td><td>6,325 (575)</td><td>10</td><td>1,980 (180)</td><td>35</td><td>6,380 (580)</td><td>10</td><td>1,815 (165)</td><td>35</td><td>6,215 (565)</td></tr> <tr><td>11</td><td>2,101 (191)</td><td>36</td><td>6,501 (591)</td><td>11</td><td>2,156 (196)</td><td>36</td><td>6,556 (596)</td><td>11</td><td>1,991 (181)</td><td>36</td><td>6,391 (581)</td></tr> <tr><td>12</td><td>2,277 (207)</td><td>37</td><td>6,677 (607)</td><td>12</td><td>2,332 (212)</td><td>37</td><td>6,732 (612)</td><td>12</td><td>2,167 (197)</td><td>37</td><td>6,567 (597)</td></tr> <tr><td>13</td><td>2,453 (223)</td><td>38</td><td>6,853 (623)</td><td>13</td><td>2,508 (228)</td><td>38</td><td>6,908 (628)</td><td>13</td><td>2,343 (213)</td><td>38</td><td>6,743 (613)</td></tr> <tr><td>14</td><td>2,629 (239)</td><td>39</td><td>7,029 (639)</td><td>14</td><td>2,684 (244)</td><td>39</td><td>7,084 (644)</td><td>14</td><td>2,519 (229)</td><td>39</td><td>6,919 (629)</td></tr> <tr><td>15</td><td>2,805 (255)</td><td>40</td><td>7,205 (655)</td><td>15</td><td>2,860 (260)</td><td>40</td><td>7,260 (660)</td><td>15</td><td>2,695 (245)</td><td>40</td><td>7,095 (645)</td></tr> <tr><td>16</td><td>2,981 (271)</td><td>41</td><td>7,381 (671)</td><td>16</td><td>3,036 (276)</td><td>41</td><td>7,436 (676)</td><td>16</td><td>2,871 (261)</td><td>41</td><td>7,271 (661)</td></tr> <tr><td>17</td><td>3,157 (287)</td><td>42</td><td>7,557 (687)</td><td>17</td><td>3,212 (292)</td><td>42</td><td>7,612 (692)</td><td>17</td><td>3,047 (277)</td><td>42</td><td>7,447 (677)</td></tr> <tr><td>18</td><td>3,333 (303)</td><td>43</td><td>7,733 (703)</td><td>18</td><td>3,388 (308)</td><td>43</td><td>7,788 (708)</td><td>18</td><td>3,223 (293)</td><td>43</td><td>7,623 (693)</td></tr> <tr><td>19</td><td>3,509 (319)</td><td>44</td><td>7,909 (719)</td><td>19</td><td>3,564 (324)</td><td>44</td><td>7,964 (724)</td><td>19</td><td>3,399 (309)</td><td>44</td><td>7,799 (709)</td></tr> <tr><td>20</td><td>3,685 (335)</td><td>45</td><td>8,085 (735)</td><td>20</td><td>3,740 (340)</td><td>45</td><td>8,140 (740)</td><td>20</td><td>3,575 (325)</td><td>45</td><td>7,975 (725)</td></tr> <tr><td>21</td><td>3,861 (351)</td><td>46</td><td>8,261 (751)</td><td>21</td><td>3,916 (356)</td><td>46</td><td>8,316 (756)</td><td>21</td><td>3,751 (341)</td><td>46</td><td>8,151 (741)</td></tr> <tr><td>22</td><td>4,037 (367)</td><td>47</td><td>8,437 (767)</td><td>22</td><td>4,092 (372)</td><td>47</td><td>8,492 (772)</td><td>22</td><td>3,927 (357)</td><td>47</td><td>8,327 (757)</td></tr> <tr><td>23</td><td>4,213 (383)</td><td>48</td><td>8,613 (783)</td><td>23</td><td>4,268 (388)</td><td>48</td><td>8,668 (788)</td><td>23</td><td>4,103 (373)</td><td>48</td><td>8,503 (773)</td></tr> <tr><td>24</td><td>4,389 (399)</td><td>49</td><td>8,789 (799)</td><td>24</td><td>4,444 (404)</td><td>49</td><td>8,844 (804)</td><td>24</td><td>4,279 (389)</td><td>49</td><td>8,679 (789)</td></tr> <tr><td>25</td><td>4,565 (415)</td><td>50</td><td>8,965 (815)</td><td>25</td><td>4,620 (420)</td><td>50</td><td>9,020 (820)</td><td>25</td><td>4,455 (405)</td><td>50</td><td>8,855 (805)</td></tr> </tbody> </table>				水道口径 13mm				水道口径 20mm~25mm				水道口径 13mm~20mm(メーター使用料なしの場合)				水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	1	1,045 (95)	26	4,741 (431)	1	1,100 (100)	26	4,796 (436)	1	935 (85)	26	4,631 (421)	2	1,045 (95)	27	4,917 (447)	2	1,100 (100)	27	4,972 (452)	2	935 (85)	27	4,807 (437)	3	1,045 (95)	28	5,093 (463)	3	1,100 (100)	28	5,148 (468)	3	935 (85)	28	4,983 (453)	4	1,045 (95)	29	5,269 (479)	4	1,100 (100)	29	5,324 (484)	4	935 (85)	29	5,159 (469)	5	1,045 (95)	30	5,445 (495)	5	1,100 (100)	30	5,500 (500)	5	935 (85)	30	5,335 (485)	6	1,221 (111)	31	5,621 (511)	6	1,276 (116)	31	5,676 (516)	6	1,111 (101)	31	5,511 (501)	7	1,397 (127)	32	5,797 (527)	7	1,452 (132)	32	5,852 (532)	7	1,287 (117)	32	5,687 (517)	8	1,573 (143)	33	5,973 (543)	8	1,628 (148)	33	6,028 (548)	8	1,463 (133)	33	5,863 (533)	9	1,749 (159)	34	6,149 (559)	9	1,804 (164)	34	6,204 (564)	9	1,639 (149)	34	6,039 (549)	10	1,925 (175)	35	6,325 (575)	10	1,980 (180)	35	6,380 (580)	10	1,815 (165)	35	6,215 (565)	11	2,101 (191)	36	6,501 (591)	11	2,156 (196)	36	6,556 (596)	11	1,991 (181)	36	6,391 (581)	12	2,277 (207)	37	6,677 (607)	12	2,332 (212)	37	6,732 (612)	12	2,167 (197)	37	6,567 (597)	13	2,453 (223)	38	6,853 (623)	13	2,508 (228)	38	6,908 (628)	13	2,343 (213)	38	6,743 (613)	14	2,629 (239)	39	7,029 (639)	14	2,684 (244)	39	7,084 (644)	14	2,519 (229)	39	6,919 (629)	15	2,805 (255)	40	7,205 (655)	15	2,860 (260)	40	7,260 (660)	15	2,695 (245)	40	7,095 (645)	16	2,981 (271)	41	7,381 (671)	16	3,036 (276)	41	7,436 (676)	16	2,871 (261)	41	7,271 (661)	17	3,157 (287)	42	7,557 (687)	17	3,212 (292)	42	7,612 (692)	17	3,047 (277)	42	7,447 (677)	18	3,333 (303)	43	7,733 (703)	18	3,388 (308)	43	7,788 (708)	18	3,223 (293)	43	7,623 (693)	19	3,509 (319)	44	7,909 (719)	19	3,564 (324)	44	7,964 (724)	19	3,399 (309)	44	7,799 (709)	20	3,685 (335)	45	8,085 (735)	20	3,740 (340)	45	8,140 (740)	20	3,575 (325)	45	7,975 (725)	21	3,861 (351)	46	8,261 (751)	21	3,916 (356)	46	8,316 (756)	21	3,751 (341)	46	8,151 (741)	22	4,037 (367)	47	8,437 (767)	22	4,092 (372)	47	8,492 (772)	22	3,927 (357)	47	8,327 (757)	23	4,213 (383)	48	8,613 (783)	23	4,268 (388)	48	8,668 (788)	23	4,103 (373)	48	8,503 (773)	24	4,389 (399)	49	8,789 (799)	24	4,444 (404)	49	8,844 (804)	24	4,279 (389)	49	8,679 (789)	25	4,565 (415)	50	8,965 (815)	25	4,620 (420)	50	9,020 (820)	25	4,455 (405)	50	8,855 (805)
	水道口径 13mm				水道口径 20mm~25mm				水道口径 13mm~20mm(メーター使用料なしの場合)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金	水量 m ³	水道料金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	1,045 (95)	26	4,741 (431)	1	1,100 (100)	26	4,796 (436)	1	935 (85)	26	4,631 (421)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	2	1,045 (95)	27	4,917 (447)	2	1,100 (100)	27	4,972 (452)	2	935 (85)	27	4,807 (437)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	3	1,045 (95)	28	5,093 (463)	3	1,100 (100)	28	5,148 (468)	3	935 (85)	28	4,983 (453)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	4	1,045 (95)	29	5,269 (479)	4	1,100 (100)	29	5,324 (484)	4	935 (85)	29	5,159 (469)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
5	1,045 (95)	30	5,445 (495)	5	1,100 (100)	30	5,500 (500)	5	935 (85)	30	5,335 (485)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	1,221 (111)	31	5,621 (511)	6	1,276 (116)	31	5,676 (516)	6	1,111 (101)	31	5,511 (501)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	1,397 (127)	32	5,797 (527)	7	1,452 (132)	32	5,852 (532)	7	1,287 (117)	32	5,687 (517)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	1,573 (143)	33	5,973 (543)	8	1,628 (148)	33	6,028 (548)	8	1,463 (133)	33	5,863 (533)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	1,749 (159)	34	6,149 (559)	9	1,804 (164)	34	6,204 (564)	9	1,639 (149)	34	6,039 (549)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	1,925 (175)	35	6,325 (575)	10	1,980 (180)	35	6,380 (580)	10	1,815 (165)	35	6,215 (565)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	2,101 (191)	36	6,501 (591)	11	2,156 (196)	36	6,556 (596)	11	1,991 (181)	36	6,391 (581)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	2,277 (207)	37	6,677 (607)	12	2,332 (212)	37	6,732 (612)	12	2,167 (197)	37	6,567 (597)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	2,453 (223)	38	6,853 (623)	13	2,508 (228)	38	6,908 (628)	13	2,343 (213)	38	6,743 (613)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
14	2,629 (239)	39	7,029 (639)	14	2,684 (244)	39	7,084 (644)	14	2,519 (229)	39	6,919 (629)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
15	2,805 (255)	40	7,205 (655)	15	2,860 (260)	40	7,260 (660)	15	2,695 (245)	40	7,095 (645)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16	2,981 (271)	41	7,381 (671)	16	3,036 (276)	41	7,436 (676)	16	2,871 (261)	41	7,271 (661)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	3,157 (287)	42	7,557 (687)	17	3,212 (292)	42	7,612 (692)	17	3,047 (277)	42	7,447 (677)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	3,333 (303)	43	7,733 (703)	18	3,388 (308)	43	7,788 (708)	18	3,223 (293)	43	7,623 (693)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
19	3,509 (319)	44	7,909 (719)	19	3,564 (324)	44	7,964 (724)	19	3,399 (309)	44	7,799 (709)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
20	3,685 (335)	45	8,085 (735)	20	3,740 (340)	45	8,140 (740)	20	3,575 (325)	45	7,975 (725)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
21	3,861 (351)	46	8,261 (751)	21	3,916 (356)	46	8,316 (756)	21	3,751 (341)	46	8,151 (741)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
22	4,037 (367)	47	8,437 (767)	22	4,092 (372)	47	8,492 (772)	22	3,927 (357)	47	8,327 (757)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	4,213 (383)	48	8,613 (783)	23	4,268 (388)	48	8,668 (788)	23	4,103 (373)	48	8,503 (773)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	4,389 (399)	49	8,789 (799)	24	4,444 (404)	49	8,844 (804)	24	4,279 (389)	49	8,679 (789)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	4,565 (415)	50	8,965 (815)	25	4,620 (420)	50	9,020 (820)	25	4,455 (405)	50	8,855 (805)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	基本料金 935円 (85) メーター使用料 110円 (10) 水道基本料金 1045円 (95)	基本料金 935円 (85) メーター使用料 165円 (15) 水道基本料金 1100円 (100)	基本料金 935円 (85) メーター使用料 0円 (0) 水道基本料金 935円 (85)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	※1m ³ 当たり 176.0円 (16.0) (5m ³ を超えるもの)	※1m ³ 当たり 176.0円 (16.0) (5m ³ を超えるもの)	※1m ³ 当たり 176.0円 (16.0) (5m ³ を超えるもの)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	例1 口径13mmの水道を10m ³ 使用した場合 (使用水量10m ³ -基本分5m ³)×176(税込)+水道基本料金1,045円=1,925円	例2 口径20mmの水道を10m ³ 使用した場合 (使用水量10m ³ -基本分5m ³)×176(税込)+水道基本料金1,100円=1,980円	※()内は消費税の内幕です。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 22 年 4 月 1 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

④ 組織

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成>

合計	事務職員	技術職員	合計
60歳～	0	0	0
55歳～59歳	0	1	1
45歳～54歳	1	0	1
35歳～44歳	3	0	3
25歳～34歳	1	2	3
～24歳	0	0	0
合計	5	3	8

(令和8年3月時点)

(2) これまでの主な経営健全化の取組

【民間活用】

・令和元年度より、各種申し込みの受付窓口業務、水道メーター検針業務、水道料金の問い合わせ対応等について民間に委託し、「上下水道サービスセンター」を設置しました。

【組織の統廃合】

・令和元年度に水道課及び下水道課を統合し、経営の効率化及び経費の削減を図りました。

【システムの統廃合】

・令和4年度に会計システム、令和6年度に料金システムを上下水道で統合し、事務の効率化及び経費の削減を図りました。

【アセットマネジメント】

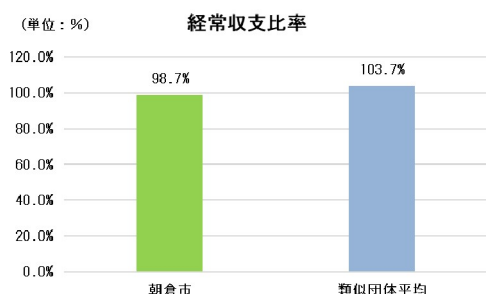
・アセットマネジメントについては、令和6年度に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」における4Dレベルを実施しています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

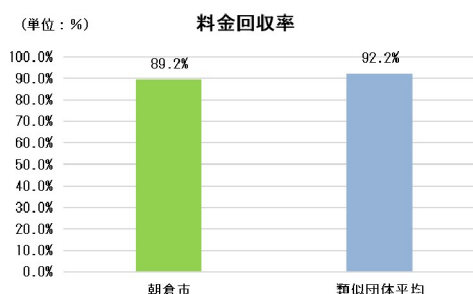
経営環境や規模等が類似している他団体を独自に抽出し、重要視される経営指標の比較、分析をした結果は以下のとおりになります。また、公表している令和6年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

○ 経常収支比率



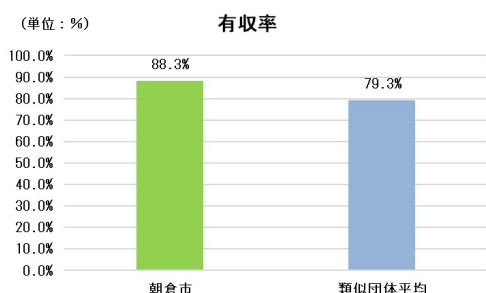
令和5年度までは100%を超えていたものの、人件費及び委託費等の営業費用の増加に伴い、令和6年度は事業の目安となる100%を下回っており、経常費用を賄っていない赤字の状況にあります。100%を目標に、経営改善を進める必要があります。

○ 料金回収率



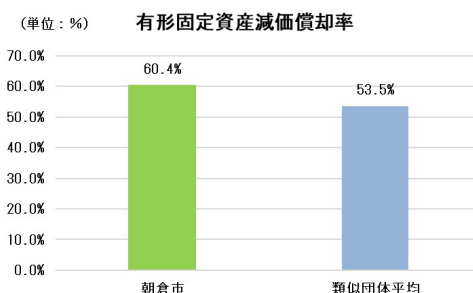
望ましい水準とされる100%を下回っており、給水に係る費用の一部が給水収益以外の収入で賄われている状況です。そのため、安定した事業継続のために、収益増加や費用削減などの経営改善や料金改定等を検討する必要があります。

○ 有収率



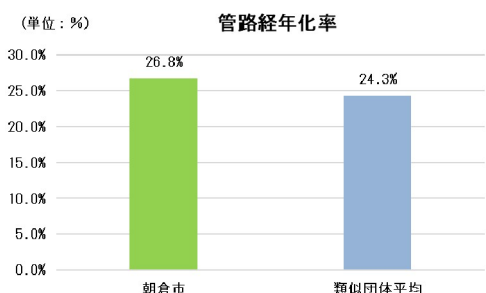
類似団体平均は上回っているものの、近年の推移は低下傾向にあります。漏水調査及び施設の更新を継続的に実施し、管路の老朽化等による漏水を減少させていく必要があります。

○ 有形固定資産減価償却率



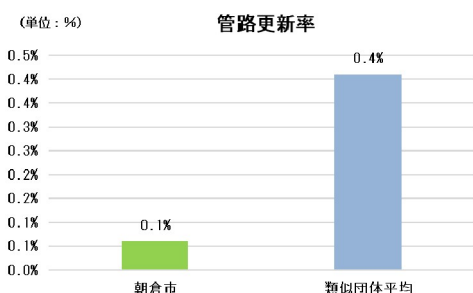
長寿命化を続けたことにより、更新投資が十分にできておらず、年々増加しています。類似団体と比べ施設の老朽化度合いが高くなっているため、アセットマネジメント計画等により計画的な投資が必要となります。

○ 管路経年化率



昭和45年から建設を行っており、年々老朽化が進行しています。令和3年度以降は管路の1/4以上が法定耐用年数を超えており、施設の更新投資と併せて管路の更新も必要となります。

○ 管路更新率

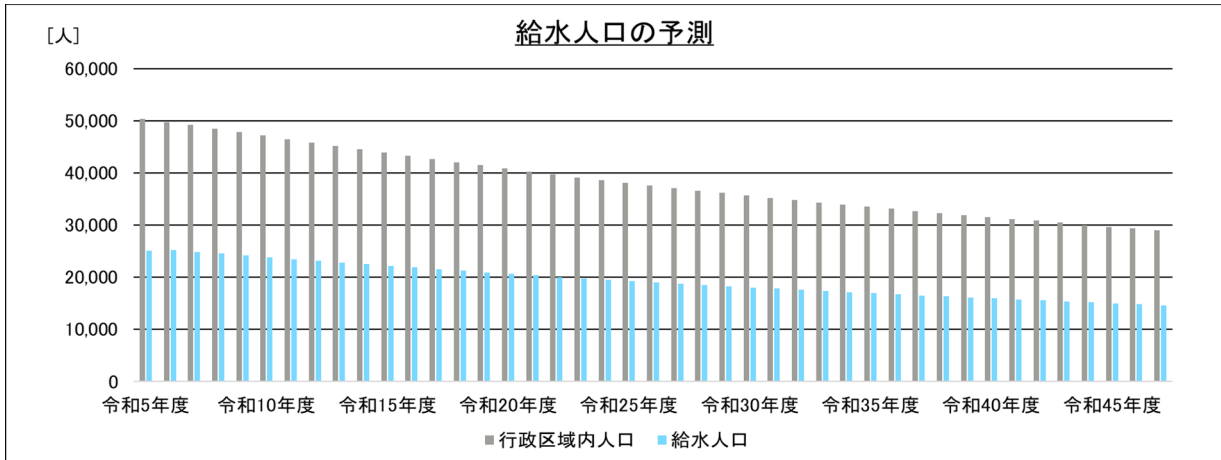


管路経年化率が類似団体平均を上回っている一方で、管路更新率は類似団体平均を大きく下回っています。更新が必要な管路が多くあるため、今後は計画的に更新投資を行っていく必要があります。

2. 将来の事業環境

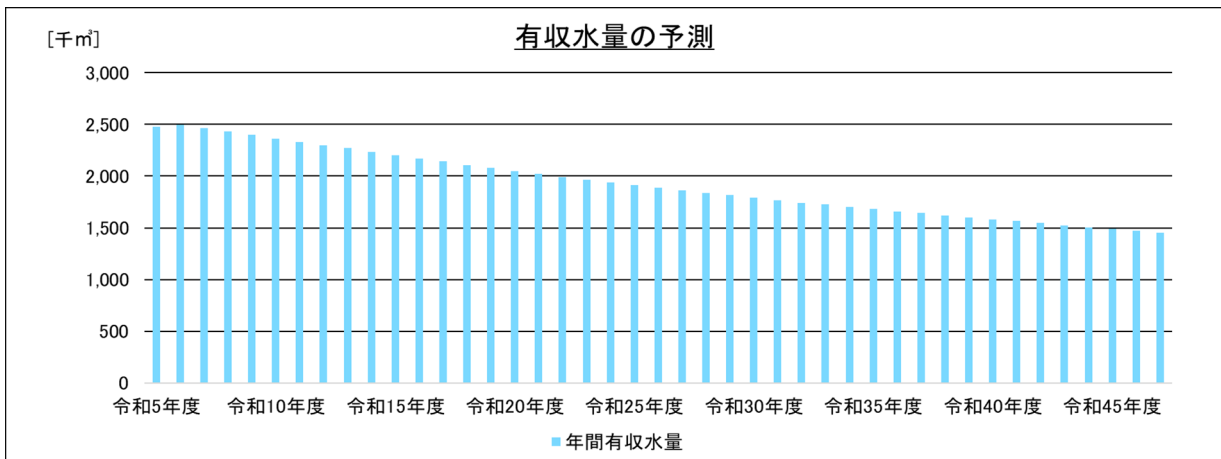
(1) 給水人口の予測

給水人口予測にあたっては、「朝倉市人口ビジョン(R2年3月改定)」をベースにR6年度の行政区域内人口の実績値の上振率0.37%を加味した予測値に、直近の普及率50.5%を乗じて推計を行っています。



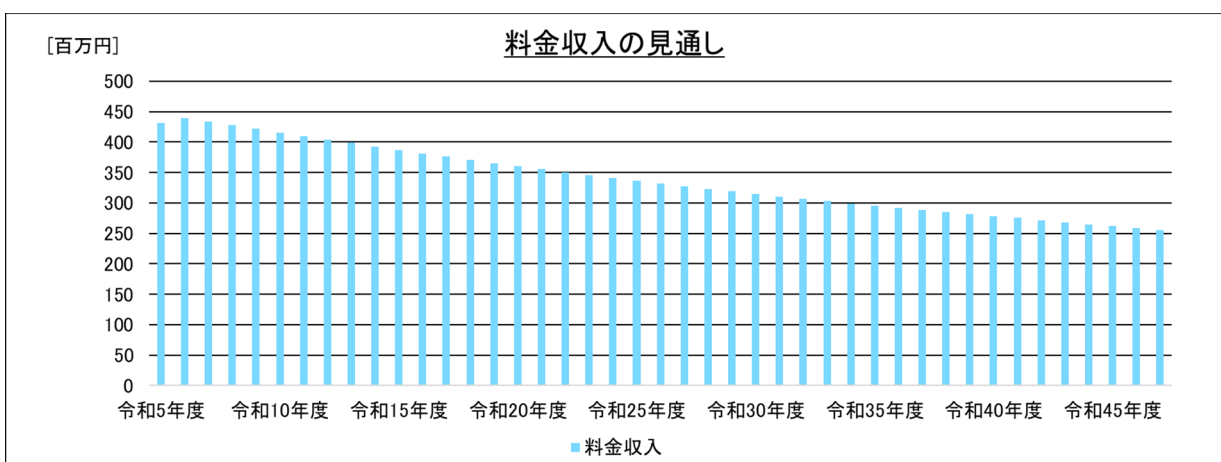
(2) 水需要の予測

直近の実績を基に1人当たり1日平均使用水量(m³/人・日)を算出し、上記で予測した給水人口及び各年の日数を乗じることで有収水量を予測しています。行政区域内人口の減少に伴い、給水人口も減少することから、有収水量も減少していく予測としています。



(3) 料金収入の見通し

料金収入は、有収水量の予測値に直近の供給単価を乗じて推計しています。有収水量や給水人口の減少に伴い、料金収入も減少する見通しです。



(4) 組織の見直し

令和元年度に水道課と下水道課を統合し、組織の再編を行ったため、当面の間、組織の見直しは予定していません。
令和7年度現在の職員は、事務職員5名・技術職員3名ですが、10年後の令和17年度には、事務職員4名・技術職員3名となる見通しです。

3. 経営の基本方針

【基本理念】

将来の水道事業の目指すべき基本理念を「安全な水を安定的に供給し続けることができる水道」として将来にわたり持続して事業を行っていきます。

【基本目標】

- ①安全:安全で安定した水道水の供給
水質管理の徹底、福岡県南広域水道企業団受水の活用、施設や管路の適切な更新により、安全で安定した水道水を供給できるようにします。
- ②持続:運営基盤の強化
経営の効率化、施設や事務の共同化や広域化の検討、技術継承の努力により、将来に向かって持続可能な水道を目指します。
- ③強靱:災害対策の充実
施設更新に合わせた耐震化、湯水対策、応急復旧体制の整備により、災害に強い水道を目指します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

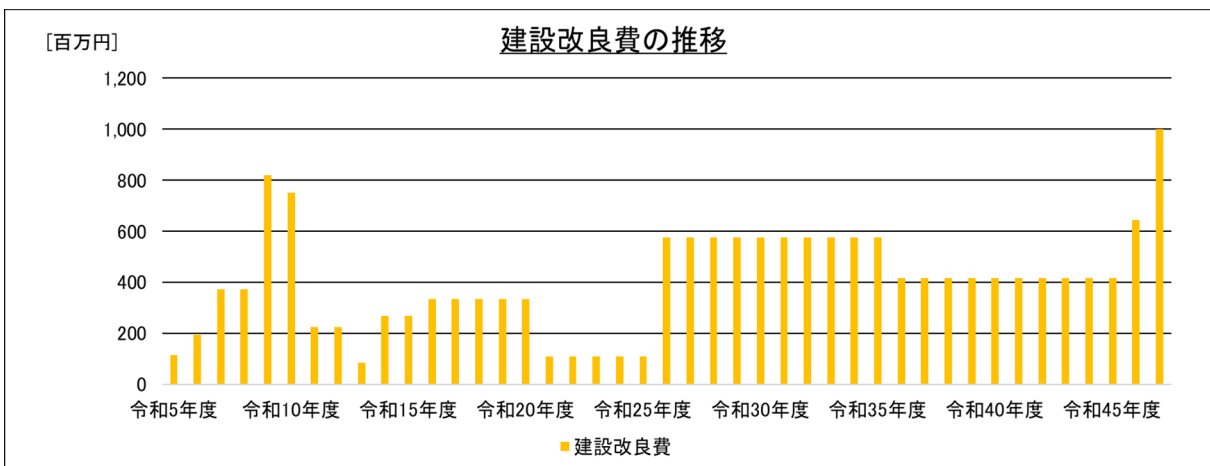
(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<目標> ・管路更新率:6.3% ・基幹管路耐震適合率:100% <考え方> 適切なペースで管路を更新することで有収率が向上し、収益性が改善するため、管路更新率を重視します。また、安心で安定した水道を目指すため、基幹管路耐震適合率の目標値を設定します。
-----	--

- ・持丸浄水場送水管整備事業に係る投資費用を令和10年度まで計上しています。
- ・馬田受水池増設工事、持丸浄水場増設工事を令和9年度から令和10年度まで計画しており、その投資費用を見込んでいます。
- ・供用開始から50年近く経過したことにより、耐用年数を超過した管路が少しずつ増えてきているため、管路調査による優先順位を設定し、管路更新工事を計画しています。
- ・令和6年度に改定したアセットマネジメント計画に基づき、今回の投資計画においては、優先度の高い未実施の管路の更新、各種機械・設備等にかかる投資を令和35年度まで計上しています。
- ・令和36年度以降については、固定資産台帳上の耐用年数から本来必要な投資金額を推計しています(再投資までの期間は、管路については70年、その他の資産については耐用年数の1.2倍とした)。ただし、本市の投資方針を踏まえ、事業費が過大とならないように10億円という上限を設けて平準化しています。



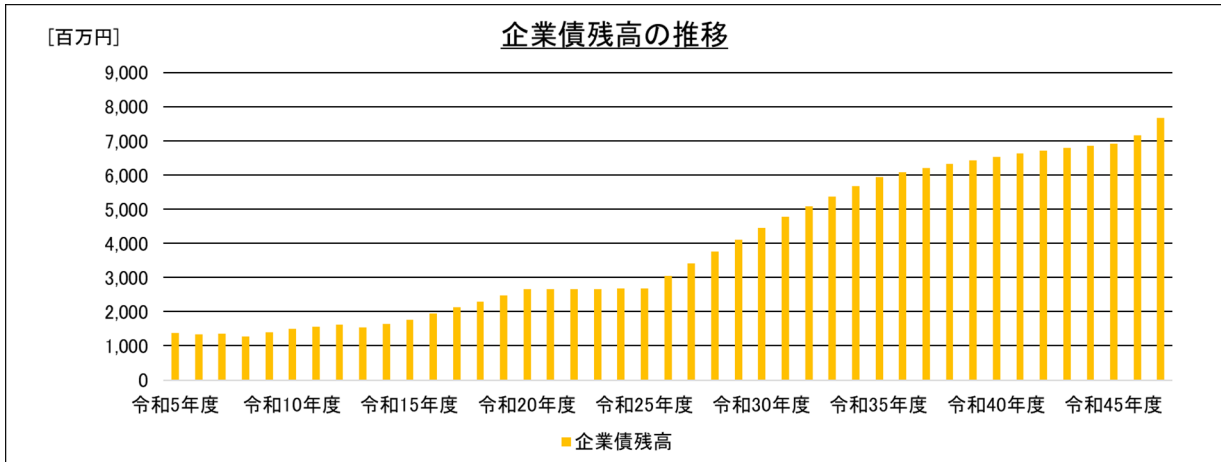
② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<目標> ・料金回収率:100% ・経常収支比率:100% <考え方> 料金回収率、経常収支比率いずれも現状100%を下回っているため、望ましい水準とされる100%を目標とします。
-----	--

・料金収入については、2. (3)の見通しのとおり、人口減少に伴い減少していく見込みです。

・持丸浄水場送水管整備事業にかかる投資の財源については、1/2を企業債、1/2を一般会計からの繰入金で見込んでいます。それ以外の投資については、企業債で見込んでいます。

・繰入金については、公営企業の原則である独立採算を基本とし、国が示す繰出基準に基づく繰り入れを見込んでいます。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(職員給与に関する事項)

職員数は民間委託や業務効率化による人員削減を見込んでいます。また、人件費上昇率は令和8年度は1.9%、令和9年度以降は1.0%を加味して見込んでいます。

(動力費、材料費に関する事項)

直近3年間の実績平均より有収水量1m3当たりの単価を算出し、変動費として有収水量の推移と連動させています。また、物価上昇率は令和8年度は1.9%、令和9年度以降は1.0%を加味して見込んでいます。

(修繕費に関する事項)

施設・管路の老朽化により年々増加しているため、アセットマネジメント計画に基づき、不具合箇所を事前把握し、計画的に修繕していくことで修繕費の削減と平準化を図ります。そのため、直近3年間の実績平均に、物価上昇率は令和8年度は1.9%、令和9年度以降は1.0%を加味して見込んでいます。

(受水費に関する事項)

令和6年度に策定した「朝倉市水道事業施設整備計画」における計画値に、人口推計に合わせて0.37%の上振れを加味して見込んでいます。

(委託費、その他経費に関する事項)

直近3年間の実績平均に物価上昇率は令和8年度は1.9%、令和9年度以降は1.0%を加味して見込んでいます。

(減価償却費、利息に関する事項)

減価償却費については、既存資産の減価償却費に4. (2)①で見込んだ投資に係る減価償却費を加味して見込んでいます。また、支払利息については、既発債の支払利息に加え、4. (2)②で見込んだ財源となる起債に係る支払利息を年2.2%で計算見込んでいます。

なお、人件費上昇率及び物価上昇率は、内閣府公表(令和7年8月7日)の「中長期の経済財政に関する試算」における消費者物価上昇率(過去投影ケース)を利用しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	・福岡県水道広域化推進プランでは、筑後圏域を基本として多様な広域連携を先進事例等を基に検討を進めることとしています。そこで、今後福岡県が主体となって開催する「水道広域化検討会」等に参加し、慎重に検討します。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	・拡張区域内の計画は未策定であるため、拡張事業の推進は今後協議していくこととしています。また、アセットマネジメントの充実に向け、今後はミクロマネジメントの取り組み検討を進めます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	・小石原川ダムの完成に伴い、給水区域の拡張に向け福岡県南広域水道企業団からの受水量を、2,100m ³ /日から7,700m ³ /日に増量することができました。しかし、管路をはじめ施設の更新が最優先であり、また経営状況から見ても積極的な投資は困難な状況です。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	・福岡県南広域水道企業団からの全量受水により、更新時期が迫っている持丸浄水場を一旦停止し、今後の水需要予測を基に施設のダウンサイジングを検討し策定した施設整備計画に基づき、管路等の更新を行い、維持管理費や減価償却費の削減を目指します。
その他の取組	-

② 財源についての検討状況等

料 金	・人口減少により今後も料金収入の増加は見込めない一方、物価上昇等により給水に係る費用は今後も増加することが見込まれます。また、老朽化資産の急速な増大により、今後は更新のための多額の建設改良費が必要となること、それに伴う企業債の借入及び償還が必要となり、現状の料金水準のままでは、令和22年度には資金残高がマイナスになることが見込まれます。そのため、令和10年度からの改定を目標に、令和8年度から料金改定について検討します。
企 業 債	・将来の世代に負担を残さないためにも、今後の投資については、企業債をできる限り抑制しながら行っていく必要があります。また料金収入、繰入金などその他の財源とのバランスも加味し、将来世代と現世代の負担が公平となるよう企業債の水準を決定していきます。
繰 入 金	・総務省が示す地方公営企業繰出金の基準に基づき、市財政課と協議のうえ、一般会計等からの補助金及び負担金等の繰出金を繰り入れます。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	-
その他の取組	-

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>経営戦略の推進のため、毎年度、投資・財政計画の実績や収支の乖離状況を把握することで、進捗管理(モニタリング)を行います。 経営戦略の計画期間は令和17年度までですが、「経営戦略ガイドライン」(総務省)では、その推進に当たり毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年に一度見直し(ローリング)を行う必要があるとされています。 そのため、経営戦略を着実に推進させるため、毎年目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行うとともに、5年先の令和12年度を目途として経営戦略を改定する予定です。</p> <p style="text-align: center;">経営戦略の 評価見直し PDCAサイクル</p>
----------------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

水道事業

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
資本的収入	1. 企業債	102,900	159,000	52,000	266,000	214,000	183,000	183,000	54,000	202,000	212,000	264,000	268,000		
	うち資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他会計出資金	-	186,400	186,400	409,700	375,430	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他会計補助金	81,242	58,478	44,534	40,934	100,786	63,412	63,088	58,180	32,144	8,616	8,354	200		
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国(都道府県)補助金	7,146	-	120,000	120,000	80,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	36,822	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. その他	2,550	2,330	2,330	2,330	2,330	2,330	2,330	2,330	2,330	502,330	2,330	2,330	2,330	
	計 (A)	230,660	406,208	405,264	838,964	772,546	248,742	248,418	114,510	736,474	222,946	274,684	270,530		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	230,660	406,208	405,264	838,964	772,546	248,742	248,418	114,510	736,474	222,946	274,684	270,530		
	資本的支出	1. 建設改良費	193,874	372,800	372,800	819,400	750,860	223,800	223,800	85,800	268,800	268,800	334,700	334,700	
うち職員給与費		-	14,654	14,654	14,654	14,654	14,654	14,654	14,654	14,654	14,654	14,654	14,654		
2. 企業債償還金		145,794	146,179	131,940	131,378	113,623	121,425	127,456	126,864	105,460	84,275	89,232	87,950		
3. 他会計長期借入返還金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 他会計への支出金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	339,668	518,979	504,740	950,778	864,483	345,225	351,256	212,664	374,260	353,075	423,932	422,650			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	109,008	112,771	99,476	111,814	91,937	96,483	102,838	98,154	-	130,129	149,248	152,120			
補填財源	1. 損益勘定留保資金	15,624	85,740	82,087	53,498	41,656	83,446	89,772	97,187	-	88,049	121,124	123,255		
	2. 利益剰余金処分額	85,389	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	4. その他	7,995	27,031	17,389	58,317	50,281	13,037	13,066	967	-	42,079	28,124	28,865		
計 (F)	109,008	112,771	99,476	111,814	91,937	96,483	102,838	98,154	-	130,129	149,248	152,120			
補填財源不足額 (E)-(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
他会計借入金残高 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
企業債残高 (H)	1,336,532	1,349,353	1,269,413	1,404,035	1,504,412	1,565,987	1,621,531	1,548,667	1,645,208	1,772,933	1,947,701	2,127,751			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収益的収支分		23,569	23,886	23,457	22,903	6,565	6,019	5,481	4,941	4,518	4,340	3,269	2,745		
	うち基準内繰入金	7,055	6,673	6,054	5,501	4,986	4,473	3,955	3,436	3,033	2,874	2,798	2,739		
	うち基準外繰入金	16,514	17,213	17,403	17,402	1,579	1,546	1,526	1,505	1,485	1,466	471	6		
資本的収支分		81,242	244,878	230,934	450,634	476,216	63,412	63,088	58,180	32,144	8,616	8,354	200		
	うち基準内繰入金	69,766	238,585	229,743	449,443	475,025	62,021	61,709	56,990	30,954	7,821	7,766	-		
	うち基準外繰入金	11,476	6,293	1,191	1,191	1,191	1,391	1,379	1,190	1,190	795	588	200		
合 計		104,811	268,764	254,391	473,537	482,781	69,431	68,569	63,121	36,662	12,956	11,623	2,945		

原価計算表

供用開始年月日 昭和51年4月1日
 給水人口 25,145人
 計算期間 自令和8年度至令和12年度
 (5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
料金(X)	439,281	415,628		415,628
給水装置工事費	0	0		0
その他	17,646	19,201		19,201
合計	456,927	434,829	0	434,829

支出の部

項目	金額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)	
職員給与費	51,289	43,633		43,633	
経費	動力費	25,356	24,153		24,153
	薬品費	4,005	3,775		3,775
	委託費	71,478	60,549		60,549
	修繕費	23,693	25,261		25,261
	材料費	1,734	1,002		1,002
	受水費	136,165	142,254		142,254
	支払利息	23,576	27,059	2,384	24,675
	減価償却費	193,895	216,340	127,752	88,589
	その他	67,791	67,409	10,632	56,776
小計	598,982	611,434	140,768	470,666	
合計(Y)	598,982	611,434	140,768	470,666	

資産維持費(Z)	151,431
料金対象経費(Y)+(Z)	622,097

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 67\%$

<料金水準についての説明>

計算期間(令和8年度~令和12年度)における回収率(資産維持費を含めた料金対象経費に対する料金収入の割合)は約67%であり、料金単価が低いことから料金対象経費を料金収入で賄えておりません。
 また、今後は人口減少による料金収入の減少、老朽化による維持管理費の増加により、回収率の増加は見込めないため、計画期間内に回収率100%を目指すべく、適正な料金への見直しを検討する予定です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。